

中越パルプ工業グループ

デュー・ディリジェンスシステム マニュアル

中越パルプ工業株式会社
中越パルプ木材株式会社
中越緑化株式会社

2025 年 3 月 28 日 第 7 版

1. はじめに

本マニュアルは木質原材料のデュー・ディリジェンス システム（以下 DDS と表記）が関連する製品への責任ある原材料調達を目的としている。

本マニュアルとその各項目の実行にあたって、デュー・ディリジェンス(DD)とは、違法に伐採された木材・木材製品を調達するリスクを最小化するために当社の事業行為において取る一連の措置を意味する。

本マニュアルの内容は、2018 年 1 月現在、米国レイシー法、EU 木材規制、（違法伐採によって取得された林産物を規制する規則）、オーストラリア違法伐採禁止法、及び日本の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に準拠するために作成されている。

本文書における DD の各過程は全サプライヤーに適用する。

1.1. 木材調達におけるDDSプロセス

DDS は以下の 3 つの段階から成り、それぞれの段階を踏むことで木材の違法リスクなどを最小化することを目的としている。

(1) 情報収集

(2) リスクアセスメント

(3) リスク低減措置

※(2)でリスクが低いことが確認できれば、(3)を行う必要はない。

※(3)でリスクが低減できない場合には、当該製品の購入をやめる。

2. 使用文書

本マニュアルに従い行う DD においては、以下の文書を併せて使用する。

文書名	備考
<u>違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針</u>	(注 1 参照)
<u>生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針</u>	(注 2 参照)
<u>製紙業界の違法伐採対策</u>	(注 3 参照)
<u>日本製紙連合会違法伐採対策モニタリング事業</u>	(注 4 参照)
<u>日本製紙連合会「環境行動計画」</u>	(注 5 参照)

(注1)

<https://www.jpa.gr.jp/file/release/20070924045029-1.pdf>

(注 2)

<https://www.jpa.gr.jp/env/creature/pdf/20140620.pdf>

(注3)

<https://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/01.pdf>

(注4)

<https://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/02.pdf>

(注5)

<https://www.jpa.gr.jp/env/plan/brief/20160322.pdf>

(注6)

<https://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/index.html>

3. 合法調達へのコミットメント

原材料調達指針を参照。

<原材料調達指針>

1) 森林資源の保護育成と地球環境への貢献

再生可能な資源である森林を保護育成し、健全な林産業経営を営んでいるソースからの調達を通じて地球環境及び地球経済への貢献を目指します。

2) 合法性の遵守と持続可能性の維持

現地の法律や規則を遵守し、生物多様性の保全に配慮した持続可能な森林経営による森林から生産された木材を原料として使用します。(違法伐採材は使用しません)

3) トレーサビリティの確保

木材の合法性、持続可能性を確認するシステムを構築、安全な原料の調達に努めます。

4) 森林資源の有効利用

製材残材、間伐材、家屋解体材等の木質原料を積極的に利用し、資源の有効利用に努めます。

5) 植林事業の積極推進

植林事業を積極的に推進するとともに、植林木原料比率を高めていきます。

6) 森林認証材の積極調達及び推進

森林認証材を積極的に調達し、高保護価値林が保護され、伝統を守る権利または市民権が侵害されていない、適切に管理された森林から生産された木材の使用拡大に努めます。

7) 情報の公開

木材原料調達ソースの情報を開示します。

4. 品質システム・管理

4.1. 担当部署・担当者

本 DDS の担当者部署は以下の通りとする。

[担当部署]	中越パルプ工業株式会社 資源対策本部 林材部
[連絡先住所]	東京都中央区銀座 2-10-6
[電話番号]	03-6811-2968

[担当部署]	中越パルプ木材株式会社 原燃料部
[連絡先住所]	鹿児島県薩摩川内市宮内町 1-26
[電話番号]	0996-48-2428

[担当部署]	中越緑化株式会社 チップ燃料部
[連絡先住所]	富山県高岡市材木町 1-6
[電話番号]	0766-22-4172

4.2. 研修・能力育成

研修について

- 調達に関する実務担当者全員を対象とする。
- 少なくとも年に一度行う。
- 原材料調達指針及び本 DD の各過程がきちんと準拠されることを目的として行う。
- 日付や参加者を含む研修の記録を保管しておく。
- 初めて参加する社員の研修は、既に研修を受けた社員が責任をもって行う。
- 研修やその他の能力育成に関わる記録は、5 年間保管しておく。

4.3. DDS 改訂のプロセス

- DDS の統括責任者、または必要に応じて第三者が DDS の維持、見直し、改訂を1年に一度行う。
- サプライチェーンに変更があった場合、新規のサプライヤーから原材料を購入する場合、または新しい製品、樹種、原産国などが調達対象となった場合には、その都度サプライチェーンとリスクアセスメントの結果を見直し、必要な場合には DDS を改訂する。

4.4. 記録管理の手続き

- DD における全ての過程、要素について記録をとる。
- 記録はデジタルでも紙ベースでもよいものとする。
- 記録は最低 5 年保持する。
- DDS の実行のために必要な記録文書としては例として以下のようなものが挙げられる
- (売買契約書、請求書、インボイス、トレーサビリティレポート、森林認証証書、団体認定書、合法証明書、内部監査報告書、第三者監査文書、現地確認報告書など)

4.5. 対外コミュニケーションにおけるルール

DDSを本マニュアルに従って行った場合でも、DDS による認証/証明を受けたという表現を請求書、パッケージ、木材製品そのもの(ただしこれらに限定されない)に使用しない。例として使用できない表現は、「リスクアセスメント済み」、「リスクアセスメント済み木材」、「低リスク木材」、「独立第三者監査済み木材」など。パンフレット等でデューデリジェンス制度について説明する場合には、「独立第三者認証」という表現は使用しない。「無視できるリスク」という表現は、製品のリスク評価について説明する場合には使用して良いが、製品使用としては使用しない。ただし、「製品のリスクを評価するために、製紙連合会のマニュアルに基づき当社で社内デューデリジェンスを行った」という説明はしても良いものとする。

5. 原材料保管

- 購入、加工、梱包、輸送の間を通して、購入した原材料を、由来の不明な可能性のあるものが万が一混入した場合には、違法な可能性のあるものと分けて管理する
- 担当者は上記を確実にし、由来の不明な可能性のあるものが万が一混入した場合には、購入した原材料を指定場所への保管や見取り図面上での表記などにより、目視確認できるようにしておく
- 違法な可能性のあるものについては、どのように処分したかという記録を残すようにしておく
- 第三者認証製品、第三者合法性証明製品、認証管理木材はそれぞれの条件に従って保管する

6. 適用範囲

以下の表に対象となる製品を記載する。国産原料については、樹木分布区域図・区域別樹木リストも利用する。

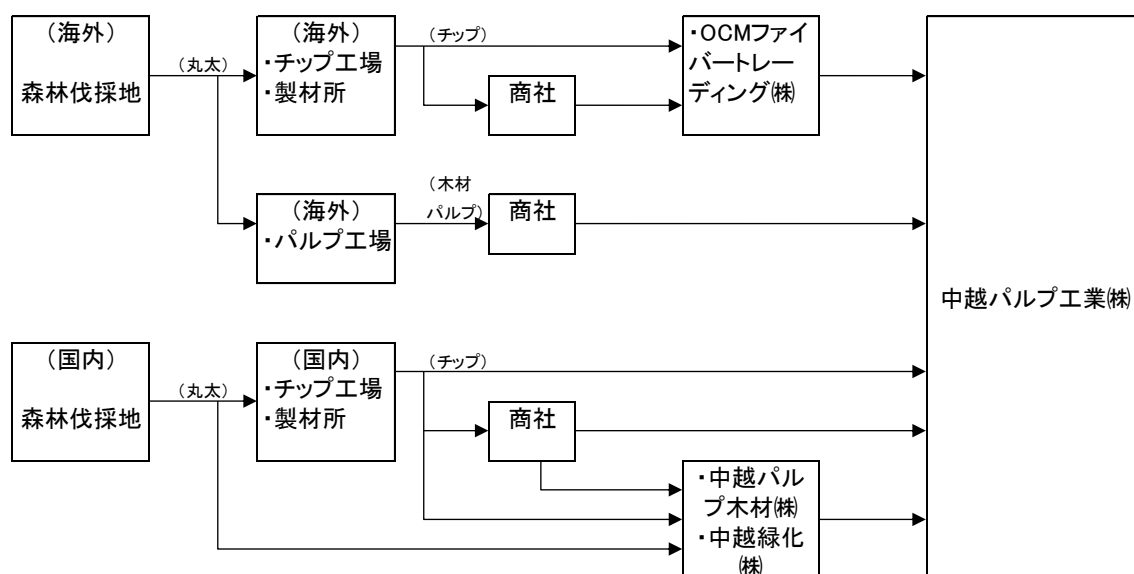
製 品	伐採地 (基本、海外は州レベル、国内は県レベル)	樹 種 名 (国内は分布区域番号)
原木 (国産)	北陸、中部、九州	国内針葉樹 (スギ、ヒノキなど)、国内広葉樹
木材チップ(輸入)	アメリカ、フィジー、ニュージーランド、ベトナム、タイ、南アフリカ、オーストラリア、チリ	ダグラスファー、カリビアンパイン、ラジアータパイン、アカシア、ユーカリ
木材チップ(国産)	北陸、中部、九州	国内針葉樹 (スギ、ヒノキなど)、国内広葉樹
パルプ(輸入)	ブラジル	ユーカリ
木質燃料(国産)	九州	国内針葉樹、国内広葉樹

7. サプライチェーン情報へのアクセス

下記のサプライチェーンに関する情報を、相応に現実的な程度において調達前にアクセスできるようにしておく。そのために、サプライヤーから情報提供について契約文書や契約書等を通して合意を得ておく。

- 製品の種類
- 製品の樹種の通称と学名
- 原産国、伐採地域、国内においては都道府県等
- 木材製品が製造された国
- 製品のサプライヤー・リスト(商号、国名、住所)
- DDS マニュアルの対象となる購入予定の木材製品の量

- 該当する場合は以下を含む、木材・木材製品が関連適用法規制に準拠することを示す文書
またはその他の情報
- FSC 認証証明書
- PEFC 認証証明書、及び PEFC との相互認証制度の認証証明書
- 第三者合法性証明システムへの準拠を示す文書
- EU 木材法、オーストラリア違法伐採禁止法によって認められた文書
- サプライチェーン図



7.1. サプライチェーン情報の収集

情報収集は、トレーサビリティレポートにより、リスクアセスメントがきちんとできるレベルで行う。トレーサビリティレポートの内容は(別添2、3)を参照。

7.2. サプライチェーンに関する情報へのアクセス

サプライチェーンに関する情報が不足していることは、リスクを意味する。この場合リスク低減措置を取る。

7.2.1. 情報更新・改変

サプライチェーンやサプライヤーに関する情報は、以下のタイミングで更新する。

- 少なくとも年に一回
- サプライチェーンに変化があった場合

7.2.2. 情報のギャップに関する評価

リスクアセスメントの前に、サプライヤー情報は確認しておくこと。不足する情報について評価し、これを情報のギャップと考えること。

8. リスクアセスメント

リスクアセスメントでは、以下を含む項目についてリスクが無視できるか否かを検討する：

- 製品
- 樹種
- 原産地
- サプライチェーンの複雑さ

リスクアセスメントについては、「違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル」(チェックリスト)に基づいて実施する。

基本的に、以下の条件すべてが満たされる場合、リスクは無視できると考えてよい。

* ただし詳細は、欧州木材貿易連盟発行文書 ETTF System for Due Diligence、特に Annex5. B 「リスク特定表」を参照しつつ行う。

- a) 原産国は国連安全保障理事会または欧州連合理事会によって木材貿易を禁止されていない
- b) サプライチェーン中に、証明された違法行為は全くない
- c) 原産国または樹種について違法性の蔓延は報告されていない
- d) サプライチェーン中には、特定することのできた企業のみ、限定的な数しか存在しない
- e) 木材または木材製品が適用法令に準拠することを示すために必要な文書はすべて、サプライヤーによって用意されている
- f) 原産国の腐敗レベルが低い

認証・合法性証明木材、認証管理木材(コントロールドウッド)の場合 → 8.1 に従い制度の条件と FM レベルでのリスクを評価

上記以外の場合 → 8.2 に従う

8.1. 森林認証・合法性証明に基づくリスクアセスメント

認証済みの木材製品の場合には、各基準を欧米規制に適合した FSC または PEFC の相互認証制度であれば、各制度で定められている規定に従い実際の製品の認証が確認でき、さらに FM 認証レベルで違法性に関する重大な問題が報告されていない場合、リスクは無視

できるレベルとみなす。FSC 管理木材についても同様の扱いとする。それ以外の認証制度の場合、8.2.に従いリスクアセスメントを行う。

8.2. リスクアセスメントチェックリスト

8.1 でリスクが無視できるレベルと特定できない場合、以下のチェックリストに従ってリスクアセスメントを行う。

European Timber Trade Federation(ETTF)のチェックリスト

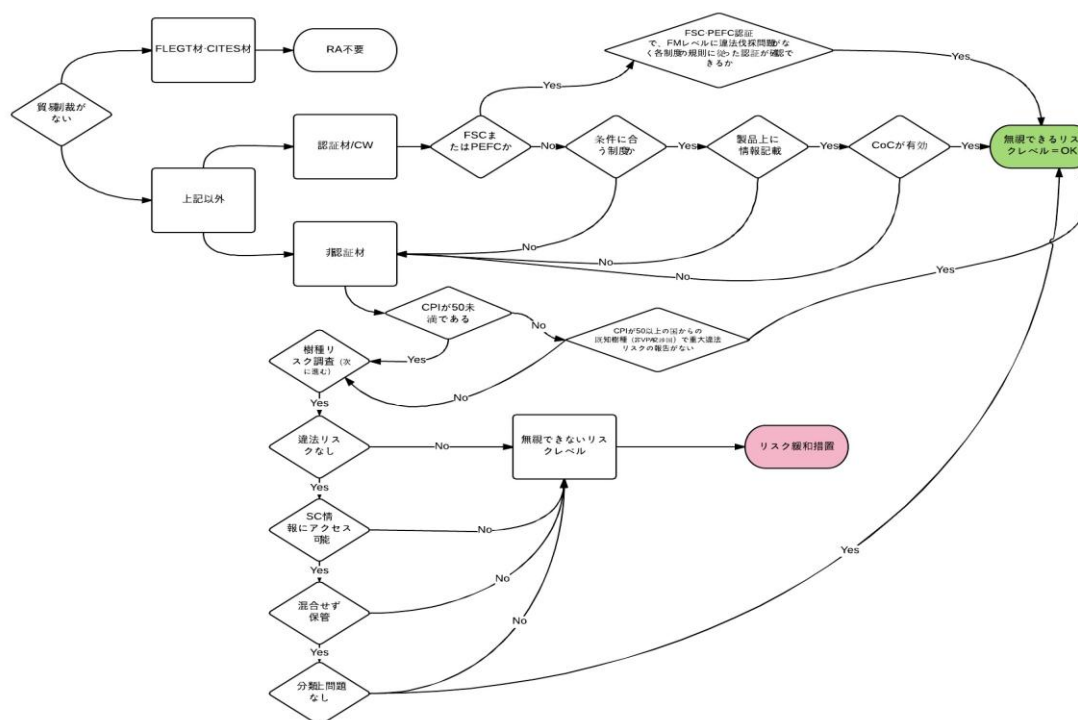
<u>リスクアセスメントを 完結できる リスクのカ テゴリ</u>	1. FLEGT(※)材か？
	2. 国連安全保障理事会や EU 理事会からの木材貿易禁止令が出ているか？
	3. ワシントン条約記載樹種を含んでいるか？
	4. ワシントン条約のもと、正当な許可と必要書類があるか？
<u>認証状況</u>	5. サプライヤーと製品の両方が、EU 木材法の適用条件すべてに適合する、信頼できる第三者認証制度の認証を受けているか？
	6. 受け取った製品に、その製品の認証を確認できる情報が付帯しているか？
	7. CoC がつながっており、サプライヤーの認証が有効であることが確認できるか？
<u>樹種のリス ク</u>	8. 使用樹種に違法リスクがないか？
<u>原産地リス ク</u>	9. 原産国/地における伐採に関して第三者の権利の侵害など人権リスクを含む違法行為の重大なリスクがないことが確認できるか？ 確認に使用する参考サイト： - グローバルフォレストレジストリー（FSC のナショナルリスクアセスメントと連動）（随時更新） http://www.globalforestregistry.org/ - トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数（毎年更新） http://www.transparency.org/cpi2015 - その他、研究機関、NGO などの報告書
<u>サプライチ</u>	10. サプライチェーンに関する情報に、製品の原産地を確認し管理の程

チェーンのリスク	度を特定できるレベルでアクセスできるか？
	11. 加工や輸送の段階で、無視できないリスクを持つ製品（原材料）と混ざったりすり替わったりしていないか？
	12. 樹種、数量、品質の分類は、関連規制に従ってなされているか？

(※)Forest Law, Enforcement, Governance and Trade program（森林法施行・ガバナンス・貿易プログラム）

8.3. リスクアセスメントの流れ

以下のフローチャートは、リスクアセスメントの流れを示したものである。全般にリスクがより低いと見なしたのは①FSC または PEFC 認証製品の場合、②腐敗認識指数(CPI)が高い国(腐敗度の低い国)である。②については基本的に CPI が高い先進国からの木材全般を違法リスクレベルがより低いとみなす考えである。ただし、①、②いずれの場合も、伐採国レベルで重大な違法リスクの報告がないかどうかを確認する。



9. リスク低減措置

リスクアセスメントの結果、リスクレベルが無視できないものであった場合、リスク緩和措置として以下の要素を含んだ手続きを踏む。

どのような手続きを取るかはリスクの種類や程度、または第三者証明や代替製品があるか否かなど、様々な要素によって異なってくる。

(例)

1. 追加情報や文書の要請をする
2. 自社でサプライチェーン監査を行う
3. 第三者証明
4. 無視できないリスクレベルに該当するサプライヤーや製品の代替

リスク低減措置によっても十分にリスクを低減できないと判断された場合は原材料としての調達をしない。

以上